

国民生活審議会 第6回消費者安全に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成21年1月16日(金)10時～12時

場所：三田共用会議所 3階 第3特別会議室

出席者：(委員)

升田委員長、青木委員、大前委員、越山委員、佐野委員、島野委員、鶴岡委員、中川委員、中村委員、早川委員、原委員、廣瀬委員、望月委員、古田委員、向殿委員、望月委員、山上委員

(事務局)

田中国民生活局長、岡田国民生活局審議官、川辺国民生活局消費者企画課長、野村国民生活局消費者安全課長 他

(関係省庁等)

(独)国民生活センター 山形情報部長

概要：

1 開会

2 関係府省庁等から事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステムの構築等について説明及び質疑応答等

事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステム構築について、事務局より第2回及び第3回各委員会での議論を踏まえて整理した論点整理案を説明後、事故情報データベースについて(独)国民生活センターより、消費者庁関連予算の概要(地方支援策のポイント)について事務局よりそれぞれ説明のうえ、質疑応答。

各委員からの主な指摘事項等

- ・事故情報の分析が重要と考えるので、緊急事案などについてはアドバイザーボードからも随時助言を得るような体制も検討してはどうか。
- ・原因究明・分析にあたっては、複合的な要因により発生した事故の分析も適切に行われるような体制構築が重要ではないか。
- ・警察が押収した事故対象製品等についても速やかに原因究明に使える仕組みを検討する必要があるのではないか。
- ・発火など生命・身体に被害が発生するおそれのある事故もデータベースの対象に含まれるのか。
- ・急性の傷病だけでなく、例えば、健康食品を長期間摂取したことによる慢性の傷病もデータベースの対象に含まれるのか。
- ・医薬品の副作用もデータベースの対象に含まれるのか。
- ・各省庁やNITE等の関係機関が収集した事故情報もデータベースに登録されるとの理解で正しいか。
- ・各省庁等が収集した事故情報はどのようにデータベースに登録されることになる

のか。

- ・事故情報だけでなく、分析・原因究明の結果や改善策などのフォローアップ情報を消費者に公表、伝達する仕組みも検討すべきではないか。
- ・データバンクを通じた公表と各省庁による公表において、公表内容の程度が異なる場合は、それぞれの公表内容に対する考え方について整理しておく必要があるのではないか。
- ・データバンクへの入力操作が複雑だと、利用できる人が限られるのではないか。
- ・個人情報を入力する場合、匿名で事故情報の提供を希望する消費者には活用されないのではないか。
- ・消費者が直接データバンクに登録した事故情報については、事実関係の確認等のスクリーニングを行うのか。
- ・消費者が事故情報を登録するのは、事故の発生直後なのか、事故対応が完了した後かなど、登録のタイミングを決めておく必要はないか。
- ・事故情報に加え、内部告発は重要な情報なので、産業振興に関係のない第三者的な立場である消費者庁などに内部告発の窓口を置くことを検討してはどうか。
- ・地方支援策において、「補助金」ではなく、消費者行政活性化のための「基金」とした理由は何か。
- ・消費者行政の関連予算が半減している中、地方支援策としての 150 億円の基金の意味合いはどのようなものか。
- ・「集中育成・強化期間」経過後の支援については、どのように考えているのか。
- ・地方では消費生活相談員の数が少ないが、例えば病院の職員や行政書士にお願いして取り込んでいくなどの方策を検討してはどうか。

3 リコール促進のための取組の強化について説明及び質疑応答等

前回（第5回）委員会での議論及びその後提出された委員からの意見、関係省庁等との調整を踏まえて整理したリコール促進の共通指針（案）並びにリコール促進のための取組の強化に関する今後の主な論点を事務局より説明し、質疑応答等。また、リコール促進の共通指針（案）については、内閣府において本日の具体的な指摘について検討のうえ、パブリックコメントの手続きを進めることを了承。

各委員からの主な指摘事項等

- ・「不可逆的な被害」とは、生命・身体への被害を前提とした記載か。
- ・「その他」において、生命・身体上の被害以外の事例として、誤表示のみ記載されている趣旨は何か。
- ・指針（案）にリコール社告の例を添付してはどうか。
- ・施設・設備については、管理者が行政機関や行政機関の委託を受けた者である場合があるので、リコール開始の意思決定の当事者の記載は、「管理事業者」よりも「管理者」などの記載が良いのではないか。
- ・緊急の必要が有る場合における関係事業者による顧客リストの活用については、

「個人情報保護制度に則しながら」と記載するよりも、個人情報保護法の該当条文の書きぶりを引用する形にしたほうが分かりやすいのではないかと。

- ・リコールの際、安全性に重大な問題があるのか、安心のためのリコールなのかマークで識別できるようにするなど、危険度がわかりやすい方法を検討していくことが必要ではないか。
- ・中小事業者は、スポットで製品を輸入している場合や、製造時期が非常に古い製品についてはリコールに消極的な場合が多いので、今後の検討課題の中でも、中小企業への対応を早急に検討することが必要ではないか。
- ・行政機関が収集した情報を事業者によるリコールに有効に活かすことも検討していくべきではないか。
- ・新聞に接触する年齢層とインターネットを利用頻度が高い年齢層が異なるので、リコール情報の伝達にあたっては、メディアミックスが重要ではないか。

4 今後の進め方について

今後の進め方について事務局より説明し、了承。

5 閉会

以 上

(配布資料)

- 資料1 消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステム構築について(論点整理案)
- 資料2 事故情報データベースのイメージ(案)
- 資料3 消費者行政充実・強化のための地方支援策
- 資料4 事故情報分析ネットワークのイメージ(案)
- 資料5 リコール促進の共通指針(案)
- 資料6 リコール促進のための取組の強化に関する今後の主な論点
- 資料7 「リコール促進の共通指針(素案)」に関する委員提出意見
- 資料8 今後の進め方について

* 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

* 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局消費者安全課

電話：03 - 3581 - 7735